

一般社団法人民事信託推進センター 民事信託士登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人民事信託推進センター（以下「本法人」という。）の定める民事信託士登録規則（以下「登録規則」という。）16条の規定に基づき、民事信託士の登録に関して必要な事項を定める。

(新規登録)

第2条 新規登録を受けようとする者は、定款第14条で定める資格を取得後1か月以内に、本法人が定める登録規則に則り新規登録の申請をするものとする。

2 正当な理由無く前項の新規登録の申請をしなかった者は、その資格を失う。

3 第1項により登録申請をした者の登録日は、新規登録の申請の期限となる月の属する年の4月1日とする。

(更新登録)

第3条 前条の登録の有効期間は3年とし、登録の有効期間満了の後引き続き登録を受けようとする者は、登録の更新を受けることができる。

2 登録の更新を受けようとする者は、有効期間満了の前年の12月31日まで（以下「更新登録申請期限」という。）に、更新登録の申請をするものとする。

3 更新登録申請期限までに正当な理由なく更新登録の申請をしなかった場合、登録の有効期間満了をもって、民事信託士会員資格を喪失し、登録規則第14条第1項の規定により民事信託士名簿の登録を取り消されるとともに、定款第6条第5項の規定により一般会員の資格に移行する。

4 第2項により登録更新の申請をした者の登録の更新日は、登録後3年の4月1日とし、登録更新後の登録の有効期間は3年とする。

5 第2項から第4項の規定は、更新登録を受けた者につき、以後の更新登録について準用する。

(更新登録のための要件)

第4条 更新登録を受けようとする者は、次条以下に定める民事信託士更新研修（以下「更新研修」という。）を、1回以上受講するものとする。

(更新研修等)

第5条 更新研修とは、本法人が民事信託士の更新登録に際して、必要な能力、

知識及び行動規範等の研鑽及び共有のために実施する研修をいい、更新研修を実施する場合には、実施要項を事前に各民事信託士宛に通知し又は本法人ホームページに掲示する。

- 2 更新登録をしようとする者が更新研修を受講できない場合、下記（１）から（７）までの項目を、受講又は受任することを以て代替できる。この場合において、受講又は受任は、当該民事信託士として新規登録又は更新登録された日から更新登録申請期限までに行われたものに限る。なお、（３）及び（４）については、これらを組み合わせて３回以上とすることを妨げない。
 - （１）本法人が主催する研修又はセミナー等における講師又はパネリスト
 - （２）本法人が主催する民事信託士検定又は更新研修のチューター又はサブチューター
 - （３）本法人が主催する研修又はセミナー（民事信託実務基礎講座、テーマ別民事信託研究会等原則２時間以上のものに限る。）の３回以上の出席又はライブ受講。ただし、別に定める様式による各回受講直後のアンケートに回答することを要する。
 - （４）本法人のホームページに掲載されている民事信託実務基礎講座の講義動画の３回以上の視聴。ただし、各講義に関する１０００字程度のレポートを提出することを要する。
 - （５）民事信託に関する研修又はセミナー等（本法人が承認するものに限る）の講師
 - （６）民事信託に関する書籍、論文又は論稿（一般に公表されたものに限る）の執筆
 - （７）本法人の役員、委員又は支部役員の２年以上の受任

（再登録）

第６条 民事信託士名簿の登録取消し後、登録取消し後も引き続き本法人の会員として研鑽に努め、必要な研修を履修した者は、民事信託士名簿の再登録を受けることができる。

- 2 再登録を受けようとする者は、再登録の前年の１０月３１日まで（以下「再登録申請期限」という。）に、再登録の申請をするものとする。
- 3 前項により申請をした者の再登録日は、申請の翌年の４月１日とし、再登録後の登録の有効期間は３年とする。

（再登録のための要件）

第７条 再登録を受けようとする者は、再登録申請期限までの３年の間に、以下の（１）及び（２）の研修をいずれも履修しなければならない。

- (1) 第5条第1項又は第2項(3)から(6)までの項目の参加、受講又は受任。なお、(3)及び(4)については、これらを組み合わせて3回以上とすることを妨げない。
- (2) 本法人が指定する倫理研修のライブ受講又は講義動画の視聴。ただし、当該講義に関する1000字程度のレポートを提出することを要する。

(再登録の特例)

第8条 登録を取り消された者が再登録を申請する場合、登録常務会にて再登録の可否を審査し、登録審査会にて不許可とされた場合は、理事会は再登録申請者の登録取り消し事由を勘案した上で、再登録の可否を決定することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2016年(平成28年)11月7日から施行する。
(従前の民事信託士の登録に関する経過措置)
- 2 この規則施行の際、現に民事信託士の登録を受けている者は、本規程により民事信託士名簿に登録を受けた者とみなす。
(第1期民事信託士に対する特例)
- 3 第1期民事信託士については、この規程に定める更新要件につき、2016年(平成28年)11月7日を登録日とみなす。
- 4 第1期民事信託士については、第4条「登録後3年内の最終の12月31日までに」を「2019年(平成31年)12月31日までに」と読み替えるものとする。
- 5 第2条第1項中「6か月以内に」を「翌年の3月末日まで」に変更する。
(変更)
- 6 2019年(平成31年)3月7日改正。語句の適正化を図るため、一部変更する。
- 7 第1期民事信託士の最初の更新登録については、第3条「登録後3年内の登録該当日以前に」を「2020年(平成32年)3月31日までに」と読み替えるものとする。
- 8 2020年(令和2年)9月14日第2条、第3条、第4条及び第5条改正、同日施行。
- 9 2022年(令和4年)4月1日より、変更後の本規程を施行する。
- 10 2024年(令和6年)1月1日より、変更後の本規程を施行する。